

取引業者各位

修文大学・
修文大学短期大学部
学長 丹羽 利充

取引における誓約書の提出について（依頼）

平素は本学の教育研究に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の報道等によりご承知とは存じますが、大学等研究機関における研究費の不正使用事案が後を絶たないことを受けて、文部科学省において、取引業者から不正な取引に関与しない旨を定めた誓約書の提出を求めるとされました。

このため、本学では「修文大学・修文大学短期大学部公的研究費管理規程」に基づき、下記1の不正行為防止計画を遵守して頂けることを前提に取引を行うことと致しました。

については、下記2のとおり、平成28年5月19日以降の取引について、全ての取引業者から別紙「誓約書」の提出をお願いすることと致しましたので、ご理解・ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。なお、今後、本学の発注に際しては、誓約書をご提出頂いた取引業者のみに限定していく予定であることを申し添えます。

ご多用中のところ誠に恐れ入りますが、格別のご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

記

1 発注及び検収方法の徹底

物品等の発注及び検収は例外的な取り扱いが必要と認められる場合を除き、職員及び検収担当者が実施することを、研究者だけでなく取引業者等に対しても周知徹底し、発注が特定の取引業者等に偏らないように配慮するとともに、取引業者に対して誓約書等の提出を求めるものとする。

2 誓約書の提出

（1）適用日（実施日）

平成28年5月19日から適用する。ただし、従前からの取引業者は、取引に係る経過措置として平成28年9月31日までは、誓約書の提出ない場合であっても取引できるものとする。

（2）提出方法

本学指定の様式（誓約書）を郵送又は直接持参により、事務局に提出する。

（3）誓約書の提出を求める対象者

本学と取引を行う全ての事業者（研究経費・外部資金の区別は不問）ただし、次の者は

誓約書の提出者から除外する。

- ①国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関及び学校法人
- ②国際組織、外国企業等
- ③電気・ガス・水道・通信・郵便運送・定期購読の出版事業者等
- ④弁護士・特許・税理士事務所等
- ⑤営利目的としての相手方ではない個人（謝金・報酬等対象者）
- ⑥情報・施設管理担当が発注する、大学施設全体の工事請負又は維持管理業務受託者等
- ⑦その他、本件対象になじまない業種・取引等

【問い合わせ】

学校法人修文学院 修文大学・修文大学短期大学部 科研費担当

電話 0586-45-2101

FAX 0586-45-4410

E-mail kyohmu@ichinomiya.ac.jp